

岩手県監査委員告示第21号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和5年岩手県監査委員告示第30号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年5月10日

岩手県監査委員 五日市 王
岩手県監査委員 川村 伸 浩
岩手県監査委員 五味 克 仁
岩手県監査委員 中野 玲 子

1(1) 監査対象機関名 農林水産部団体指導課

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和5年5月1日から同月31日まで

イ 本監査実施日 令和5年6月26日

(3) 監査結果の公表の日 令和5年8月8日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託業務の執行に当たり、変更事由発生後変更契約をしていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	今次指摘のあった契約について、再度委託契約の内容を確認し、変更事由に該当するものについては変更契約を締結の上、委託料を支払うこととした。 今後は、当初契約における積算回数と処理実績について、成果品の納品の都度、担当内の複数の職員により確認を徹底し、再発防止に努めることとした。

2(1) 監査対象機関名 農林水産部農業振興課

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和5年5月1日から同月31日まで

イ 本監査実施日 令和5年6月26日

(3) 監査結果の公表の日 令和5年8月8日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
物品の管理に当たり、備品管理一覧表を整理していないものが1件、2,287,180円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	当該備品について、保管状況を確認した。現在使用されておらず、今後も使用の見込みがなく、耐用年数が超過していたことから、廃棄処分手続を実施することとした。 今後は、払出場所等の使用実態の管理を適切に行い、使用が困難な状態の備品や、払出場所以外で不適当に使用されている備品については、速やかに備品の処分手続や所管換え手続を実施し、再発防止に努めることとした。

3(1) 監査対象機関名 県南広域振興局土木部北上土木センター

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和5年5月11日から同月12日まで

イ 本監査実施日 令和5年6月14日

(3) 監査結果の公表の日 令和5年8月8日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託業務の執行に当たり、変更契約の時期が不適當なものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	今後は、同様の事案が発生しないよう、担当課長が契約事務の処理状況の管理について、打合せ時、指示書作成時に担当者との情報共有を速やかに実施するとともに、内容の点検を徹底することにより、適切な時期に変更契約を行うこととした。 また、所属内において制度内容の周知徹底に努めることとした。